

令和2年5月29日

保護者 殿

みょうりんえん

緊急事態宣言解除後の保育について

5月23日に京都府等近畿地方、5月25日には全国の緊急事態宣言が解除になりました。それに伴って通常保育の取扱いも変わります。(HP掲載の京都市からの通知参照)

しかし、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、感染リスクは依然としてある上に、季節も変わり感染予防対策も変わってきています。下記についてご認識頂けたらと思います。

こども園では濃厚接触は避けられません。

(給食、お昼寝、排泄介助、絵本読み聞かせ、異年齢保育などなど)

- ◇ 丁寧な消毒は、これまで通り続行しますが、完璧な消毒は不可能ですし、飛沫感染の可能性があります。また、向暑の折、熱中症対策の為、クーラーを入れますので、できる限りの換気となります。
- ◇ こども園でできることは、手洗い・うがいの励行と咳くしゃみエチケット教育(幼児のみ)です。
- ◇ マスクは、保育中にお子さん自身が外したり、落したりして不衛生になるのでお勧めしません。
- ◇ 朝、お子さんも保護者の方も検温してください。本人やご家族が 37.5° C 以上(平熱よりも高い熱)の発熱や体調不良(以後発熱等)がある場合は、登園・送迎を控えてください。解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控えて頂き、医療機関を受診した結果を園までご連絡下さい。
- ◇ お子さんやご家族の方で、PCR 検査を実施される場合や検査結果が判明した場合(陰性の場合も含む)には、速やかに園までご連絡いただきますようお願いいたします。

三密である園に通うということは、感染のリスクが上がるということです。可能な日はご家庭でお過ごしになることをお勧めします。

また、当然のことながら、近隣の園と比べても物理的な環境の違い、方針の違いは見られると思います。京都市の指示のもとそれぞれの園がまだ実体のよくわからないウイルスと全力で戦っている状況ですので、こちらもご理解くださいますようお願いいたします。

